### (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、 指示書等(図面、仕様書及び内訳書等が添付されている場合又は発注時において効力を 有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。以下同じ。)に従い、日本国 の法令を遵守し、この契約(この契約書及び指示書等を内容とする工事の請負契約をい う。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 発注者は、契約期間内に必要に応じて仕様書に規定する工種に基づいた工事を、受注者に対して指示(以下この指示された工事を「工事」という。)し、受注者は、当該工事をその指示の期間内(以下「指示期間」という。)に完了し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該工事に関して指示した工種の契約単価にその数量を乗じた金額(以下「契約代金」という。)を支払うものとする。この場合において、指示期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に参入しない。指示期間・回数・工種の組み合わせについては、発注者が必要に応じて自由に決定できるものとする。受注者は、発注者の指示を受けて迅速に対応できる体制をとるものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書又は指示書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、指示書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び指示書等における期間の定めについては、この契約書又は指示書等に 特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法 律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (工程表)

第3条 受注者は、指示書等に基づき、速やかに、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

- **第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、 又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料で第12条第2項の規定による検査に合格した ものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第5条** 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## (下請負人の通知)

**第6条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知 を請求することができる。

## (特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、指示書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (監督員)

- **第8条** 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限 とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、指示書等に定 めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 工事の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 指示書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 指示書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

- **第9条** 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を 発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。)
- (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。)
- (4) 専任技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行 うほか、工事の施工に関し、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することが できる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 受注者は、発注者が契約書又は指示書等において業務責任者を指定したときは、現場 代理人を定めないことができる。

### (履行報告)

第10条 受注者は、契約書又は指示書等に定めるところにより、契約の履行について発 注者に報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

- 第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務(第9条第5項の規定により主任技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者等、監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項 について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項に ついて決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

### (工事材料の品質及び検査等)

- **第12条** 工事材料の品質については、指示書等に定めるところによる。指示書等にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、指示書等において発注者又は監督員の検査を受けて使用すべきものと指定 された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この 場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応 じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に 搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

#### (監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第13条 受注者は、指示書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、指示書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて指示書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、指示書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 第1項又は第3項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料、貸与品及び発生品)

第14条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)並びに貸与

- する建設機械器具及び工事材料(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格 又は性能、引渡場所及び引渡時期は、指示書等に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を確認しなければならない。この場合において、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が指示書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項の通知を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与 品について交換その他の措置をとる必要がないと認めるときは、受注者に対して、その 理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の請求を行うことが適当でないと認めるときは、当該支給材料若しく は貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は次項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、指示期間若しく は契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の確認により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項並びに第7項の規定を準用する。
- 9 受注者は、支給材料又は貸与品若しくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理 者の注意をもって管理しなければならない。
- 10 受注者は、指示書等に定めるところにより、工事の完了、指示書等の変更等によって 不用となった支給材料又は使用目的が終了した貸与品及び発生品を発注者に返還しなけ ればならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、発注者又は監督員の確認

を受けて引き渡さなければならない。

- 11 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品若しくは発生品が滅失若しくはき 損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、 若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。
- 12 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が指示書等に明示されていないときは、監 督員の指示に従わなければならない。

## (工事用地の確保等)

- 第15条 発注者は、工事用地その他指示書等において発注者が提供するものと定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(指示書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完了、指示書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに支給材料、貸与品及び発生品を含む。)があるときは、受注者は当該物件を撤去(発注者に返還する支給材料、貸与品及び発生品については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、当該工事用地等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者 の意見を聴いて定める。

## (指示書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第16条 受注者は、工事の施工部分が指示書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合、当該不適合が 監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、 必要があると認められるときは指示期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督員は、受注者が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規 定に違反した場合において、必要がある認められるときは、工事の施工部分を破壊して 検査し、又は確認することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が指示書等に適合しない と認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相 当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査し、又は確認す ることができる。
- 4 前2項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

## (条件変更等)

- 第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面と仕様書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 指示書等に誤びゅう又は脱漏があること。
  - (3) 指示書等の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等指示書等に示された自然的 又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。
  - (5) 指示書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を 発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、 受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合に は、発注者は、必要があると認められるときは、指示書等の訂正又は変更を行わなけれ ばならない。

5 前項の規定により指示書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは指示期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (指示書等の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、指示書等の変更内容を受注者に通知して、指示書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは指示期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容について受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは指示期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (受注者の請求による指示期間の延長)

- **第20条** 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により指示期間内に工事を完 了することができないときは、その理由を明示して、発注者に指示期間の延長変更を請 求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると きは、指示期間を延長しなければならない。発注者は、その指示期間の延長が発注者の 責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金について必要と認められる変更を

行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (発注者の請求による指示期間の短縮等)

- 第21条 発注者は、特別の理由により指示期間を短縮する必要があるときは、指示期間 の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約代金を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (指示期間の変更等)

第22条 指示期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## (著しく短い指示期間の禁止)

第22条の2 発注者は、指示期間の変更を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

## (契約代金又は契約単価の変更方法等)

- 第23条 契約代金又は契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### (賃金又は物価の変動に基づく契約代金又は契約単価の変更)

- 第24条 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から9月を経過した後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金又は契約単価が不適当となっ たと認めたときは、相手方に対して契約代金又は契約単価の変更を請求することができ る。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(変動前の単価により算出した契約代金から当該請求時の既済部分に相応する契約単価により算出した契約代金を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額につき、契約代金又は契約単価の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等 に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあって は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金又は契約単価の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金又は契約単価変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により指示期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動 を生じ、契約代金又は契約単価が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項 の規定によるほか、契約代金又は契約単価の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、指示期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金又は契約単価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金又は契約単価の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約代金又は契約単価の変更額については、発注者と受注者 とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者 に通知する。

## (臨機の措置)

- **第25条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しな ければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に 要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲内において負担することが適当でないと認 められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第26条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、検査済持込工事材料、支給材料、

貸与品又は発生品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償 しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された 部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生 じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工について受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (天災その他の不可抗力による損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、天災等(指示書等で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができ ないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事の既済部分、仮設物、検査済持込 材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、 その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保 険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を 確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担 を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったとき は、当該損害の額(工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発 生品又は建設機械器具であって検査又は立会いその他工事に関する記録等により確認す

ることができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、契約代金の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事の既済部分に関する損害 損害を受けた既済部分に相応する契約代金相当額とし、残存価値がある場合にはそ の評価額を差し引いた額とする。
- (2) 検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に関する損害 損害を受けた検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に相応する契約代金相 当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該 工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に 相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復する ことができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕 費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と「契約代金の100分の1を超える額」とあるのは「契約代金の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

#### (契約代金又は契約単価の変更に代える指示書等の変更)

第29条 発注者は、第7条、第14条、第16条から第21条まで、第23条から第25条 まで、又は前条の規定により契約代金又は契約単価を増額すべき場合又は費用を負担す べき場合において、特別の理由があるときは、契約代金又は契約単価の増額又は負担額 の全部又は一部に代えて指示書等を変更することができる。この場合において、指示書 等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### (検査及び引渡し)

- **第30条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、検 査の請求をしなければならない。
  - (1) 工事が完了したとき。
  - (2) 工事の施工中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき。
  - (3) その他必要があるとき。
- 2 発注者は、前項第1号の検査(以下「完了検査」という。)の請求を受けたときは、 その日から起算して14日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、そ の請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ受注者の立会いを求め、検査を完了 しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、 その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 受注者は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申立 てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する 費用は、全て受注者の負担とする。
- 6 第2項の完了検査に合格したときをもって、工事目的物の引渡しを完了したものとする。この場合において、工事目的物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 7 受注者は、第2項の完了検査に合格しない場合で、発注者が特に1回に限り改造又は 補修を認めたときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、改造 又は補修が完了したときは、第2項、第4項、第5項及び前項の規定を準用する。
- 8 前項の改造又は補修が直ちに完了しないとき、又はその検査に合格しないときは、発 注者は、指示期間経過後の日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合に おいては、第34条第1項及び第2項の規定を準用する。

## (契約代金の支払い)

- 第31条 受注者は、前条第2項又は第7項の完了検査に合格したときは、発注者が仕様 書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、契約代金の支払を請求することがで きる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 40 日以内に 契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」とい う。)は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。こ の場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日 数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 この契約に定めていない項目の単価については、発注者は受注者と協議したうえで書面にて契約単価を明示しなければならない。

## (部分使用)

- 第32条 発注者は、第30条第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受 注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (契約不適合責任)

- 第33条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすること

なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の 追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完 を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれ を修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その 賠償の責めを負わない。

#### (履行遅滞の場合における違約金等)

- 第34条 受注者の責めに帰すべき事由により指示期間内に工事を完了することができない場合において、指示期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して指示期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約代金につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

## (発注者の催告による解除権)

- **第35条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 指示期間内に完了しないとき、又は指示期間経過後相当の期間内に工事を完了する 見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第33条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

### (発注者の催告によらない解除権)

- **第35条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第4条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
  - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告 をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか であるとき。
  - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 第37条又は第37条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当すると判明したとき。
  - (11) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第

- 8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

### (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第35条の3 第35条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができな い。

#### (協議解除)

- 第36条 発注者は、契約期間内は、第35条及び第35条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (受注者の催告による解除権)

**第37条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照 らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

- 第37条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
  - (1) 第18条の規定により指示書等を変更したため契約代金が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第 19 条の規定による工事の施工の中止期間が指示期間の 10 分の 5 (指示期間の 10 分の 5 が 180 日を超えるときは、180 日) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条の3 第37条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができな い。

## (解除等に伴う措置)

- 第38条 発注者は、工事の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けるものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既済部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、第 14 条の規定による貸与品又は 発生品があるときは、当該貸与品又は発生品を発注者に返還しなければならない。この 場合において、当該貸与品又は発生品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは き損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその 損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合等において、第14条の規定による支給材料があるときは、第1項の既済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は既済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合等において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに支給材料、貸与品又は発生品を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去(発注者に返還する支給材料、貸与品又は発生品については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、工事用地等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。

- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項、第4項及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第34条、第34条の2、第37条の2第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては、発注者が定め、第35条、第36条又は第36条の2の規定により契約が解除された場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 8 工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について は発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

## (発注者の損害賠償請求等)

- **第38条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって 生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第35条又は第35条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、受注した工事の契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第35条又は第35条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除された とき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法

- 律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

## (受注者の損害賠償請求等)

- **第38条の3** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第37条又は第37条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 31 条第 2 項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年 法律第 256 号)第8条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を発注者に請求することができる。

## (契約不適合責任期間等)

- 第38条の4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第30条第6項又は第7項の 規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年 以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の 減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることがで きない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発

注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該 請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行 う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において、「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約 不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項 の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関す る請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知って いたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の 指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を することができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りな がらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## (賠償の予定)

第39条 受注者は、第35条の2第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発 注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、受注した工事の契約代金の10 分の3に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただ

- し、第35条の2第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (相 殺)

第40条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

### (紛争の解決)

- 第41条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合又は協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法に定める建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11 条第3項若しくは同条第5項の規定により発注者若しくは受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

# (仲 裁)

第42条 発注者及び受注者は、前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する 見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、発注者と受注者とが合意の 上、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

**第43条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる、ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

# (補 則)

**第44条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

# (暴力団等排除に関する特約条項)

第45条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。